

函館市予防接種連絡会設置要綱

(設置)

第1条 函館市が実施する各種予防接種事業の円滑な運営を図るため、函館市予防接種連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 予防接種の実施方法に関する事。
- (2) 予防接種業務委託契約等に関する事。
- (3) その他予防接種事業の運営に関し必要事項に関する事。

(組織)

第3条 連絡会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、公益社団法人函館市医師会から選出された医師および市立函館保健所の関係職員とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長)

第4条 連絡会の会議の議長は、市立函館保健所長が務める。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、必要に応じて市立函館保健所長が招集する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市立函館保健所健康づくり推進室母子保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。